

(仮称) 十勝清掃工場ネーミングライツ募集要項

1 募集の趣旨

十勝圏複合事務組合では、現在建設中の新中間処理施設「(仮称) 十勝清掃工場」(令和10年4月1日供用開始予定)について、施設の維持管理財源の確保等を目的にネーミングライツ(施設命名権)を取得するスポンサー(以下「ネーミングライツ・スポンサー」という。)を募集します。

2 募集主体

十勝圏複合事務組合くりりんセンター

3 対象施設及び施設概要

対象施設	(仮称) 十勝清掃工場
所在地	北海道帯広市西21条北4丁目5番1ほか
施設概要	別添「工事概要説明書」のとおり

4 応募資格

自らネーミングライツ・スポンサーとなることを希望する団体等で、以下の業種又は事業者を除き、契約を締結することができます。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に該当するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (6) 指名停止措置を受けている業者
- (7) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (8) 組合及び構成市町村の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
 - イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの
 - エ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
 - オ 前払式割賦販売等(許可業者を除く。)に関するもの
 - カ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの

- キ 消費者金融に係るもの
- ク たばこに係るもの
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中のもの

5 ネーミングライツの留意事項

（仮称）十勝清掃工場の愛称として、企業名又は商品・ブランド名などの名称を付与することができます。ただし、次の事項に留意してください。

(1) 愛称に関する条件

- ア 愛称に「十勝」（漢字、平仮名等は問わない）を含めること。
- イ 愛称は、公の施設の愛称としてふさわしいものとし、施設の設置目的がイメージできるものとしてください。
- ウ 親しみやすさや呼びやすさなど、住民及び施設利用者の理解が得られる愛称とし、併せて略称も付与してください。
- エ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。
 - ① 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
 - ② 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ③ 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - ④ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの

(2) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内は、社名の変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称の変更はできないものとします。

(3) その他

- ア 十勝圏複合事務組合ごみ処理施設条例に規定する正式名称を変更するものではありません。
- イ 国や都道府県等への報告や契約書等の契約期間以降も使用するものについては、正式名称を使用します。

6 契約条件

項目	内容	備考
希望ネーミングライツ料 (契約金額)	年額50万円(税抜)以上	・希望ネーミングライツ料未満の額の応募も可能とします。
希望契約期間	5年間以上	・契約期間終了後の契約継続については、優先交渉権があります。 ・希望契約期間に満たない期間の応募も可能とします。
愛称使用開始時期	令和9年4月1日	令和10年4月1日供用開始予定

7 ネーミングライツに付帯する権利

- (1) 施設案内パンフレットなどの広報印刷物やホームページについては、愛称を積極的に使用するものとします。
- (2) 2箇所の門柱(東側一般持込車入口及び南側お客様入口)に、愛称を冠した看板を設置できます。
- (3) 愛称と施設写真をネーミングライツ・スポンサーの広報及び広告並びに販売促進などで使用できます。
- (4) その他、希望する事項があれば協議に応じます。

8 費用の負担

ネーミングライツ料以外の費用負担については、次表のとおりです。

区分	ネーミングライツ・スポンサー	組合
看板等のデザイン料	△(※)	△(※)
看板等の製作・設置	△(※)	△(※)
契約期間終了後の原状回復	○	—

※ 組合と別途協議の上、決定する。

9 応募方法

(1) 募集期間

令和8年6月3日（水曜日）から同年7月3日（金曜日）まで

受付時間は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 応募方法

募集期間内に(3)の申込書類を持参又は郵送により提出してください。

※申込書類の提出先は「12 問合せ先・申込書類の提出先」のとおりです。

※郵送の場合は、募集期間の最終日の午後5時までに必着とします。

(3) 申込書類及び提出部数

番号	申込書類	提出部数	留意事項
①	(仮称)十勝清掃工場 ネーミングライツ申込書	1部	様式1
②	暴力団排除に関する誓約書	1部	様式2
③	会社概要書	1部	パンフレット等の使用も可
④	決算報告書	1部	貸借対照表、損益計算書（直近3期分）
⑤	商業登記簿謄本 (現在事項証明書)	1部	原本又は写し（提出日において発行日より 3か月以内のもの）
⑥	印鑑証明書	1部	原本又は写し（提出日において発行日より 3か月以内のもの）
⑦	「法人税」及び「消費 税及び地方消費税」の 納税証明書	1部	(その3の3)
⑧	市区町村税を滞納して いないことの証明	1部	登録する本店・支店・営業所の所在地市区町 村発行の証明書で、直近1年分の市区町村 税の滞納がないことが確認できるもの

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和8年6月3日（水曜日）から6月10日（水曜日）まで

② 受付方法 質問書（様式任意）に要旨を簡潔にまとめ、「12 問合せ先・申込書類の提出先」に持参、郵送、FAX 又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

イ 回答

質問の要旨及び回答は、令和8年6月17日（水曜日）までに、十勝圏複合事務組合ホームページ内に掲載します。

(5) 注意事項

- ア 申込書の再提出及び修正はできません。
- イ 申込みに係る経費は、すべて申込者の負担とします。
- ウ 申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- エ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- オ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- カ 組合が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。
- キ 応募の内容や選考の結果等については、帯広市情報公開条例（平成 12 年条例第 1 号）（準用）の定めるところにより、公開されることがあります。
- ク ネーミングライツ・スポンサーの事情・瑕疵により、当該施設の愛称等の維持が困難な場合や虚偽の申請があった場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・スポンサーの負担とします。
- ケ 組合や施設のイメージが損なわれる恐れがあるなど、ネーミングライツ・スポンサーとすることが適当でないと思われる場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・スポンサーの負担とします。

10 審査方法等

(1) 審査委員会の設置

組合が別途設置する「（仮称）十勝清掃工場ネーミングライツ審査委員会」（以下「委員会」という。）において、応募者から提出された申込書類の審査・評価等を実施します。

なお、応募が1社のみであった場合も、組合のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしいか委員会において審査を実施します。

(2) 審査基準

審査項目	審査の主な視点	配点
ネーミングライツ料	当該応募者の提案金額（年額） 配点× $\frac{\text{当該応募者の提案金額（年額）}}{\text{応募者のうち最も高い提案金額（年額）}}$	40点
契約期間	当該応募者の提案期間 配点× $\frac{\text{当該応募者の提案期間}}{\text{応募者のうち最も長い提案期間}}$	10点
愛称名	・親しみやすさ、呼びやすさ ・施設の設置目的やイメージとの整合性	20点
応募企業	・応募者の経営理念・事業内容 ・財務状況から見た経営の安定性 等	10点
地域貢献	・地域貢献等の活動実績及び今後の計画 ・応募者の提案内容 等	20点
合計		100点

※審査項目（愛称名、応募企業、地域貢献）のうち、配点の2割に満たない項目がある場合は、失格とします。

(3) 優先交渉権者の決定

応募者から提出された申込書類を委員会が審査し、順位付けした結果を踏まえ、最終的に組合において優先交渉権者を決定します。

(4) 審査結果の公表

優先交渉権者の決定後、審査結果を速やかに組合ホームページで公表します。なお、審査結果に関する電話等による問合せには応じられません。

11 優先交渉権者との協議

優先交渉権者の決定後、「7 ネーミングライツに付帯する権利」及び契約に係る必要事項等について協議を行います。

協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議を行います。

12 問合せ先・申込書類の提出先

〒080-2464 北海道帯広市西24条北4丁目1番地5

十勝圏複合事務組合くりりんセンター管理係

TEL : 0155-37-3550 FAX : 0155-37-4119

E-mail : kuririn-c@tokachiken.hokkaido.jp

13 参考資料

- (1) 中間処理施設建設工事 工事概要説明書
- (2) 様式1 「(仮称)十勝清掃工場ネーミングライツ申込書」
- (3) 様式2 「暴力団排除に関する誓約書」